

地域コミュニティの今後の在り方調査研究部会設置要綱

(設置)

第1条 大牟田市附属機関設置条例（平成25年3月29日条例第43号）第8条及び大牟田市附属機関に関する規則（平成25年3月29日規則第36号）第4条に基づき、地域コミュニティの今後の在り方調査研究部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、本市における地域活動や地域コミュニティ組織の課題等について調査審議し、その結果を、大牟田市協働のまちづくり推進委員会（以下、「委員会」という。）へ報告する。

(委員等)

第3条 部会の委員は、委員会の委員から、委員会委員長が指名する。

- 2 部会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。
- 3 アドバイザーは、識見を有する者のうちから、市長が依頼する。
- 4 アドバイザーは、部会の会議において適切な助言を行うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会委員長が指名した日から委員会へ報告を行った日までとする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長は、委員会委員長があらかじめ指名する者とする。

(報酬)

第6条 部会の委員報酬は、委員会の委員報酬に準じる。

(会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。ただし、会議の進行については、アドバイザーに委任することができる。
- 3 部会長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

4 会議は原則として公開とし、会議録及び会議資料の公表等、市民への情報提供に努める。

(事務局)

第8条 部会の庶務を処理するため、市民協働部地域コミュニティ推進課に事務局を置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。